

下関市地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月25日制定

(目的)

第1条 市長は、次に掲げる事項の協議を行うため、下関市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る事項

(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項及び都市・地域総合交通戦略の計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項

(2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項

(4) 地域公共交通網形成計画（都市・地域総合交通戦略）の事業の実施に関する事項並びに事業の進捗管理の協議に関する事項

(5) 地域公共交通網形成計画（都市・地域総合交通戦略）の変更の協議に関する事項

(6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者

(4) 住民又は利用者の代表

(5) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者

(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(7) 鉄道事業者の代表者

(8) 下関市社会福祉協議会の代表者

(9) 山口県下関土木建築事務所職員

(10) 警察署員

(11) 学識経験者

(12) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 市長は、必要に応じ、交通会議の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、委員の過半数の出席者がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

5 前項の場合においては、第3条第1項第5号に規定する委員は表決に加わることができない。

6 会長は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

7 会議は原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 会長は、第2条に規定する協議事項のうち協議が調った事項について、証明書(別記様式)を発行する。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

2 地域公共交通会議に関する相談、苦情等に対応するため、都市整備部交通対策課に連絡及び通報窓口を置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

様式（第6条関係）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

年 月 日付け下関市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1．旅客の運送を行う者
- 2．協議が調っている路線又は営業区域
- 3．協議が調っている運行系統又は運送の区間
- 4．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- 5．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

年 月 日
下関市地域公共交通会議
会長